

徳島県障がい福祉サービスの担い手確保支援事業費補助金交付要綱

（補助金の交付）

第1条 知事は、障がい福祉従事者に専門性向上のための研修受講を促し、徳島県内の障がい福祉サービスの担い手確保を図るため、指定障害福祉サービス事業所の直接処遇職員又はサービス提供責任者として現に従事している職員（以下「現任職員」という。）が専門性向上のための研修を受講している期間における代替職員（以下「代替職員」という。）確保に要する経費に対し、予算の範囲内で、指定障害福祉サービス事業者に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）指定障害福祉サービス事業者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。

（2）指定障害福祉サービス事業所

指定障害福祉サービス事業者等が、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスの事業を行う事業所をいう。

（経費及び補助率）

第3条 第1条の経費及び補助率等は、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象となる研修名	経費	補助率	補助金の上限額 (受講者1人当たり)
強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修)	代替職員に係る賃金 (諸手当及び法定 福利費を除く。)	10/10 以内	18,000円
強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)			18,000円
同行援護従業者養成研修 (一般課程)			42,000円
同行援護従業者養成研修 (応用課程)			9,000円
行動援護従業者養成研修			36,000円

- 2 補助金の額は、経費から寄付金その他の収入額を差し引いた額と前項に定める上限額に補助対象となる受講者数を乗じて得た額とを比較し、少ない方の額とする。

(補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

- 2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 所要額調書(別紙2)
- (3) 収支予算(見込)書抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 3 規則第3条の知事の定める期日は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 対象研修を受講する者(以下「受講者」という。)は、現任職員であること。
- (2) 受講者は、当該研修が開始された日が属する年度内に当該研修を修了すること。
- (3) 受講者の研修受講期間における勤務管理上の扱いは、勤務扱いとすること。

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、受講予定者及び代替職員に変更のないものとする。

(変更の承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業変更計画書(別紙3)
- (2) その他知事が必要と認める書類

- 3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第3号による。

- 2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（別紙4）
 - (2) 所要額精算書（別紙5）
 - (3) 収支決算（見込）書抄本
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入控除消費税等額が確定した場合には、仕入控除消費税等額報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 5 前項の場合において、知事は、補助金を返還させることが相当であると認めるときは、補助事業者に対して、当該消費税等相当額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（補助金の請求）

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第5号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）

第10条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助事業者に対して補助金を支払うものとする。

（証拠書類等の保管期間）

第11条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和7年4月1日以降に代替職員を配置したものについて適用する。
- 2 令和7年度分の補助金についての規則第3条の知事が定める期日は、第4条第3項の規定にかかわらず、事業開始の日の30日前までの日（令和7年4月1日から同年7月1日までに事業を開始するもの（この要綱の施行の日の前日において事業を開始しているものを含む。）については令和7年7月1日）とする。
- 3 徳島県行動援護事業所開設促進事業費補助金交付要綱（令和6年11月1日制定）は廃止する。
- 4 前項の規定による廃止前の徳島県行動援護事業所開設促進事業費補助金交付要綱により交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 4 条関係）

番 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

補 助 金 交 付 申 請 書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第 3 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業名

令和 年度徳島県障がい福祉サービスの担い手確保支援事業

2 交付申請額

金 円

3 事業完了予定年月日

年 月 日

4 関係書類

- （１）事業計画書（別紙 1）
- （２）所要額調書（別紙 2）
- （３）収支予算（見込）書抄本
- （４）その他知事が必要と認める書類

5 担当者の氏名、連絡先

氏名 連絡先

(別紙1)

事業計画書

【担当者連絡先】

事業者(法人)名	
----------	--

事業所名	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

No.	研修名	研修場所	研修受講年月日	受講 日数 (日)	受講 時間数 (時間) (※1)	受講予定者
						氏名
例	行動援護従事者養成研修	徳島県庁	令和7年9月12日、13日、 15日、16日	4	24	徳島 太郎
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
計						

代替予定職員				
氏名	職種	代替時間数 (時間) (a)(※1)	時給単価 (円) (b)(※2)	事業費(円) (a)×(b) =(c)
阿波 花子	介護職	24	1100	26,400
				-
				-
				-
				-
				-
				-
				-
				-

※1 受講時間数及び代替時間数は、小数点以下は切り捨てて記入すること。
※2 時給単価には、諸手当、法定福利費等の事業主負担金は含みません。
※3 行が不足する場合は、行を増やして入力すること。また、一番最後の集計行は修正したり削除しないこと。
※4 色付きのセルには計算式が入っているため、記入しないこと。

(別紙2)

所 要 額 調 書

事業者(法人)名	
----------	--

	事業費(円) (c)(※1)	寄付金その他の 収入額(円) (d)	差引額(円) (e)=(c)-(d)	要綱第3条に定める 上限額(円) (f)	選定額(円) (g)(※2)	県補助所要額(円) (i)=(g)	備考
例	26,400	-	26,400	26,400	26,400		
1	-		-	-	-		
2	-		-	-	-		
3	-		-	-	-		
4	-		-	-	-		
5	-		-	-	-		
6	-		-	-	-		
7	-		-	-	-		
計	-	-	-		-	-	

※1 「事業費(c)」欄には、事業計画書又は事業変更計画書の(c)欄の金額を記入すること。

※2 「選定額(g)」には、「差引額(e)」欄と「要綱第3条に定める上限額(f)」欄を比較して少ない方の額を記入すること。

※3 行が不足する場合は、行を増やして入力すること。また、一番最後の集計行は修正したり削除しないこと。

※4 色付きのセルには計算式が入っているため、記入しないこと。

様式第2号（第7条関係）

番 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

に要する経費の配分の変更
補助金事業 の内容の変更 の承認を受けたいので、徳島県障がい
の中止（廃止）
福祉サービスの担い手確保支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次
のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

令和 年度徳島県障がい福祉サービスの担い手確保支援事業

2 補助金の交付の指令番号

令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 関係書類

- （1）事業変更計画書（別紙3）
- （2）その他知事が必要と認める書類

4 担当者の氏名、連絡先

氏名 連絡先

(別紙3)

事業変更計画書

事業者(法人)名	
----------	--

【担当者連絡先】

事業所名	
氏名	
TEL	
メール	

1 変更前

No.	研修名	研修場所	研修受講年月日	受講 日数 (日)	受講 時間数 (時間) (※1)	受講予定者
						氏名
例	行動援護従事者養成研修	徳島県庁	令和7年9月12日、13日、15日、16日	4	24	徳島 太郎
1						
2						
3						

代替予定職員				
氏名	職種	代替時間数 (時間) (a)(※1)	時給単価 (円) (b)(※2)	事業費(円) (a) × (b) = (c)
阿波 花子	介護職	24	1,100	26,400
				-
				-
				-
変更前計				-

2 変更後

No.	研修名	研修場所	研修受講年月日	受講 日数 (日)	受講 時間数 (時間)	受講予定者
						氏名
例	行動援護従事者養成研修	徳島県庁	令和7年9月12日、13日、15日、16日	4	24	徳島 太郎
1						
2						
3						

代替予定職員				
氏名	職種	代替時間数 (時間) (a)	時給単価 (円) (b)	事業費(円) (a) × (b) = (c)
四国 三郎	介護職	24	1,500	36,000
				-
				-
				-
変更後計				-

3 差引(変更前事業費計－変更後事業費計) -

- ※1 受講時間数及び代替時間数は、小数点以下は切り捨てて記入すること。
- ※2 時給単価には、諸手当、法定福利費等の事業主負担金は含みません。
- ※3 行が不足する場合は、行を増やして入力すること。また、一番最後の集計行は修正したり削除しないこと。
- ※4 色付きのセルには計算式が入っているため、記入しないこと。

様式第 3 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

実 績 報 告 書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第 1 1 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名

令和 年度徳島県障がい福祉サービスの担い手確保支援事業

2 補助金の交付の指令番号

令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 事業完了年月日

年 月 日

4 関係書類

- （１）事業実績報告書（別紙４）
- （２）所要額精算書（別紙５）
- （３）収支決算（見込）書抄本
- （４）その他知事が必要と認める書類

5 担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

(別紙4)

事業実績報告書

【担当者連絡先】

事業所名	
氏名	
TEL	
メール	

No.	研修名	研修場所	研修受講年月日	受講日数 (日)	受講 時間数 (時間) (※1)	受講者
						氏名
例	行動援護従事者養成研修	徳島県庁	令和7年9月12日、13日、 15日、16日	4	24	徳島 太郎
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
計						

代替職員				
氏名	職種	代替時間数 (時間) (a)(※1)	時給単価 (円) (b)(※2)	事業費(円) (a) × (b) = (c)
阿波 花子	介護職	24	1100	26,400
				-

※1 受講時間数及び代替時間数は、小数点以下は切り捨てて記入すること。

※2 時給単価には、諸手当、法定福利費等の事業主負担金は含みません。

※3 行が不足する場合は、行を増やして入力すること。また、一番最後の集計行は修正したり削除しないこと。

※4 色付きのセルには計算式が入っているため、記入しないこと。

＜添付書類＞

- ・受講者の修了証の写し
- ・代替職員の賃金台帳等の写し

(別紙5)

所 要 額 精 算 書

事業者(法人)名	
----------	--

	事業費(円) (c)(※1)	寄付金その他の 収入額(円) (d)	差引額(円) (e)=(c)―(d)	要綱第3条に定める 上限額(円) (f)	選定額(円) (g)(※2)	県補助所要額(円) (i)=(g)	備考
例	26,400	－	26,400	26,400	26,400		
1	－		－	－	－		
2	－		－	－	－		
3	－		－	－	－		
4	－		－	－	－		
5	－		－	－	－		
6	－		－	－	－		
7	－		－	－	－		
計	－	－	－		－	－	

※1 「事業費(c)」欄には、事業計画書又は事業変更計画書の(c)欄の金額を記入すること。

※2 「選定額(g)」には、「差引額(e)」欄と「要綱第3条に定める上限額(f)」欄を比較して少ない方の額を記入すること。

※3 行が不足する場合は、行を増やして入力すること。また、一番最後の集計行は修正したり削除しないこと。

※4 色付きのセルには計算式が入っているため、記入しないこと。

様式第 4 号（第 8 条関係）

番 号
年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

令和 年度仕入控除消費税等額報告書

令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号により交付決定通知のあった徳島県障がい福祉サービスの担い手確保支援事業費補助金について、要綱第 8 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 規則第 1 2 条に基づく補助金の額の確定額 金 円
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る仕入控除消費税等額
金 円
- 3 補助金返還相当額 金 円

(注) 参考となる資料を添付すること。

様式第5号（第9条関係）

受理日付印

補助金請求書

請求日 年 月 日

徳島県知事 殿

請 求 者
住 所
氏 名
(法人名及び代表者名)

右の金額を 請求します。	請求 金額	：	：	：	：	円
-----------------	----------	---	---	---	---	---

補 助 事 業 名		
補助指令金額		
補助指令年月日		
補助指令番号		
補 助 額	既 受 領 額	
	今回請求額	
	残 額	
請 求 区 分	精 算	

口座振込先

金融機関名 () 店舗名 ()

預金種別 (1 普通 2 当座 9 その他)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右づめ)

口座名義 (カタカナ書き)

()

担当者の氏名、連絡先

	氏 名	連 絡 先
発行責任者		
担当者		